

障害福祉関係ニュース 平成27年度11号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算328号
(平成27年12月9日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 社会保障審議会障害者部会（第77回）が開催される
～10の個別論点のうち高齢の障害者に対する支援等4つの論点について協議が行われ、議論の「3巡目」が終了する～ …P. 1
- 2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より「障害関係伝達事項」が各自治体宛に送付される …P. 7
- 3 平成27年度 スーパービジョン研修会（コースⅡ）
～組織としての対応力向上をめざすスーパービジョン～ 受講者募集のご案内 …P. 11

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会（第76回）が開催される
～10の個別論点のうち高齢の障害者に対する支援等4つの論点について協議が行われ、議論の「3巡目」が終了する～

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第77回が11月27日（金）に開催されました。

同部会では、第76回部会より障害者総合支援法施行後3年目途の見直しに係る10の個別論点に関する3巡目の議論が行われ、今回（第77回部会）にて終了しました。

前回同様2巡目の議論をふまえて修正された「現状・課題」と「検討の方向性」でまとめられた「議論の整理（案）」が示され、「高齢の障害者に対する支援」「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」「障害児支援」「その他の障害福祉サービスの在り方等」の4項目の論点について議論の3巡目の協議が行われました。

以下、今回示された「議論の整理（案）」の各論点についての委員の主な意見です。

(1) 高齢の障害者に対する支援

①障害福祉制度と介護保険制度との関係について

協議では、介護保険との関係について、介護保険制度と障害福祉サービスの制度を一元化するという前提に立ったとりまとめをすべきではないとの意見や、高齢者と障害者の支援の制度が同じ制度になっている国もあり、両制度が別立てであることは普遍的でなく、長期的な先を見据えて検討すべきであるとの意見や、一律な介護保険優先ではなく、厚生労働省通知に基づく適切な運用が確実にされるべきことが自治体にしっかりと周知されるようにすべきとの意見が出されました。

○介護保険制度との関係については、障害者にとってどのような支援が望ましいかという視点で議論されるべきである。財政審からの指摘があつてといった説明がこの部会で多いが、その点の解決は我々に求めるものではなく、その調整は本来役所間ですべきものではないのか。

共生社会にふさわしい制度とは何かを考えた場合、障害者の定義には何歳であることという条件はない。いろいろな状況で障害は発生する。高齢者も高齢になって障害が発生しただけである。制度として年齢で区切ることが果たして妥当かということも考えて議論すべきである。

○社会保険制度は各国で独自の進展があるので他の国の制度を安易に受け入れるべきではないが、イギリスとドイツでは高齢者と障害者の支援の制度が同じ制度になっていることから、両制度が別建てであることが普遍的な真理ということではない。3～5年後は今のままで良いとしても、10～20年後を見据えて別立ての制度で良いのかを少なくとも検討する機会を持つべきである。これは決して財源論からだけでの主張ではなく、社会保障の4分野に障害は入っておらず、このままでは障害が埋没されるのではとの危機感があるので、両制度の在り方を議論する機会を持ってほしい。両制度の関係について今後の在り方を見据えて議論するという内容については、是非このまま残してほしい。

○「一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か判断」というこの考え方が、今回の見直し後も守られることが非常に重要であると考えている。今回の検討の方向性の中にこの基本的な考え方は盛り込まれていないが、見直し後も変わらないという理解でよいのか確認したい。①介護保険サービスでは必要なサービス量が確保されない場合、②障害福祉サービス固有のサービスである場合、介護保険優先とはならないこの2つ考え方があり、就労系事業は(②)障害福祉サービスの固有のサービスとなっている。それは当然のことであるが、就労系事業は、障害福祉サービス固有のサービスということで変わらないのか。今回の見直し後に自治体で間違った運用がされるようなことがないかという懸念がある。

⇒(田中障害福祉課長)総合支援法7条にある通り、介護保険サービスで相当するものがなければ介護保険優先ということにはならないので、今回の見直しの結果として変更されることはない。

○今回追加で意見書を提出しているが、「現行の介護保険優先原則を維持することは一定の合理性があると考えられる」とある。その点は理解するが、合理性を認めたから両制度の一元化ということではないのではないか。マスコミの報道で「介護保険との一元化やむなしと部会でなった」と報道されてもいる。その点は確認をお願いしたい。

⇒(駒村部会長)今回の検討の方向性では両制度の統合という表現はない。

○全社協の障害関係団体連絡協議会で「障害者の高齢化に関する課題検討委員会」を立ち上げて議論しているが、その議論の中では特に、介護保険制度と障害福祉サービスの制度を一元化するという

前提に立ったとりまとめとすべきではないこと、一律に介護保険を適用するものではないとした通知に基づく運用の確実な実施がされること、この2点が重要との議論をしている。さらに、検討委員会がまとめた報告書の中では、①従来利用できていたサービス量が減ることにはないようにすべき、②上乗せ・横出しの利用を認めるなどの柔軟な運用を確保すべき、③利用者負担は両者の併用の場合において丁寧に検証した上で、の検討がなされるべき、と主張している。

○ 障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする見直しについて

協議では、障害福祉サービスが介護事業所になりやすくする見直しについて、基準該当サービスの導入による地域格差が生じないようにしてもらいたいとの意見や、複数の制度にまたがる運用となるので、その利用にあたっては制度緩和による利便性を図ってもらいたいなどの意見が出されました。

○介護保険事業所になりやすい仕組みとは基準該当サービスという説明が以前の部会であったが、基準該当サービスは市町村判断となるので、格差が生じないようにしてもらいたい。自治体の判断で基準該当への移行が認められないのであれば、65歳以上になってもこれまで利用していた障害福祉サービスを引き続き利用できるようにしてほしい。

○障害福祉サービスと介護保険制度の連携は、基準該当の仕組みを使うことでいわば事業所内事業所ともいえることができるのであれば、受け入れられる。ただし、複数の制度にまたがるので、ワンストップで利用できるような利便性が必要であり、その点の規制緩和をお願いしたい。

○「事業所が介護保険事業所になりやすくする」とあるが、現時点での具体的な案をここで示していただきたい。

⇒（田中障害福祉課長）既存の基準該当の仕組みを参考に考えていく。

⇒ 基準該当自体は現在もある仕組みである。それでは現行と変わらないのではないかな。

⇒（田中障害福祉課長）65歳になった方が、これまで障害福祉サービスの提供を受けていた事業所から引き続き介護保険事業のサービスを受けられるようにしやすくするということがあり、現在の制度のままということではない。

⇒ 基準該当は市町村判断による。市町村判断で妨げられるようなことがないよう、担保していただきたい。

③介護保険サービス利用時の利用者負担の在り方について

協議では、介護保険サービス利用時の利用者負担の在り方について、急激な負担増にならないよう低所得者への配慮がなされるべきとの意見や、一般高齢者との公平性については収入面での状況等を加味したうえで、負担能力に応じた公平性を求める意見、また、国民の理解を得るためにまずは障害福祉サービスの実態を理解してもらい、そのうえで利用者負担へのあり方への理解を深めていくべきとの意見が出されました。

○「一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担の在り方にも関わることを留意しつつ」とあるが、一般的な高齢者と、障害基礎年金しか収入が無い障害者との「公平性」と言われても違和感がある。一般高齢者との公平性だけでなく負担能力に応じた公平性にも留意して、急激な負担増にならないよう低所得者への配慮をしてもらいたい。

○高齢の独居世帯が約500万世帯あり、高齢者のみの世帯が500万世帯ある。1/3が国民年金のみが収入で生活保護の受給者も多い。苦しいながらも生活保護を受給しない人もいる。障害者のように経済的負担がなくなればどんなに良いかと思うだろう。払える人は払う、払えない人には必要な措置を考えていくということが大事ではないか。

国民の理解を得るという視点も議論の中にはあるが、実態は無関心といえるのではないか。今のままの状態では理解はとて得られないので、まずは障害福祉サービスの利用者や担い手の実態を理解してもらったうえで利用者負担への理解を得ていくという順序なのではないか。

○利用者負担については、資産形成能力のない人が知的障害分野には多く、一律に一割負担とはならないようにするべきである。

④その他

協議では、地域生活拠点の活用について、障害者支援施設も含まれていることを明示してほしいとの意見や、エンディングノートについては成年後見制度や本人主体の意思決定支援との関わりもあるため、慎重に議論すべきとの意見等が出されました。

○地域生活支援拠点については、施設を活用することも想定されていると思うが、自治体によってはそのことが伝わらない可能性があるため、本文中に障害者支援施設の活用が重要であることを明確に入れてほしい。

○エンディングノートは、親が書いたそのノートを参考にして成年後見人や相談支援専門員がどのような支援をしていくかを考えるということではいけない。あくまで本人が中心となり決めるべきである。

○エンディングノートは、意思決定支援のあり方の整理も不十分な状況にある中で、ここに出てきていることについては違和感がある。

○「現行の介護保険優先原則の下で整理されるのではないか」との部分は、障害福祉サービスでの支援が必要な方にも一律で適用されるような印象を与える書きぶりであり、ここは改めてもらいたい。65歳以上になって、障害固有のサービスが必要な方は利用できないのか。

(2) 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

協議では、研修による相談支援専門員や行政担当職員の質の向上について賛成するなか、支給決定プロセスにおいてサービス担当者会議を行う中で必要なサービスについて協議するなどの事前協議の場が必要との意見や、市町村のマネジメント能力の強化といった面にも注力すべきとの意見等が出されました。

○今回の見直しは、現行の仕組みをベースに研修制度の見直しで対応していくといった内容になっている。現行の支給決定システムでは、相談支援専門員や行政担当職員の質に左右されることがあるので、研修制度の見直しは一つの改善策ではある。しかし、そもそもそうした職員の質の影響を受けやすいシステムであるので、改善をあまり研修制度に依存しすぎるのはいかがか。以前の部会でも意見したが、サービス担当者会議を支給決定の前にすることで、その人にあったサービスが何かを協議をしていくことが有効なのではないか。支給量が膨らむのではという懸念もあるだろうが。

- 基幹相談支援センター等による取り組みの推進とあるが、介護保険では保険者である市町村が地域包括支援センターの運営を社会福祉法人に丸投げし、センターが十分に機能していないという問題もある。センターを中心とした支援者へのスーパーバイズの機能を強化していかないといけないのではないか。研修制度の見直しだけでは進まない。介護保険と同じ轍を踏まないようにする必要がある。市町村のマネジメント能力を強化していく検討の方向性も、盛り込む必要があるのではないかと。
- 相談支援専門員の資質向上に向けて研修制度の見直しとあるが、行政担当者に対する研修もここには入れてもらいたい。
- 支給決定については、利用者と相談支援事業所と行政の3者による協議の場を設けてはどうか。以前の部会でも意見した。また、障害者支援施設に基幹相談支援センターの設置を義務化すべき。
- 国庫負担基準について、「小規模な市町村により配慮した方策を検討」とあるが、より踏み込んで、小規模な市町村には配慮するといった内容にできないか。
⇒(田中障害福祉課長)国庫負担基準は予算編成とも関係することであるため、これ以上の書き込みは難しい。
- 基本的な考え方は、もう少しこれまでの議論を踏まえたものにできないか。「利用者の意向が反映される仕組みとなっていると考えられる」とあるが、ここは「利用者の意向が反映される原則となっている」に変えてほしい。
- サービス調整のための事前検討の場は有効と考える。そこでサービス等利用計画を確認し、その人にあったサービスをどう提供するかという議論ができれば良いのではないかと。支給決定プロセスの図の中にそうした場が入れば、必要性の認識が広がるし、従事者への研修の際にも分かりやすくなる。
- 既存の仕組みの中で相談支援専門員が中心となって上手くいっているケースでは、支給決定前の協議・調整をしているということは現実にある。養成カリキュラムについては、やはり既存の5日間程度の研修会で十分かは疑問である。現場で研修ができるよう、業務に取り組みながら実地研修ができる機能を、基幹型相談支援センターにつけてほしい。医者も実地研修が必要とされているのだから、相談支援専門員も同様ではないかと。

(3) 障害児支援

協議では、放課後児童クラブでの障害児の受け入れの検討に関する意見や、医療的ケア児の早期の相談支援や地域定着支援などの仕組みの拡充が必要との意見が出されました。

- 放課後児童クラブは、普通学校に通っていて親が仕事で昼は家にいないケースが対象である。日中働いていない親のことも考えないと、その層が問題になっている放課後等デイサービスの利用に流れるということになってしまう。
- 放課後児童クラブは、現行の配置基準で障害児が受け入れられるかの検討も必要ではないか。
- 乳児院では被虐待の障害児の受け入れのケースもあるので、発達支援の観点からフォローも必要ではないか。障害があることが分かれば障害児施設への入所となるので、措置施設入所の児童については気になる段階から発達支援ができるようにする必要があるのではないかと。
- 医療的ケア児が早期に相談支援事業所に出会えるシステムも必要である。特定計画相談支援事業所では対応できない場合は、協議会や基幹相談支援センターで対応する仕組みが必要である。

家族の負担は入院期間中も軽減されないで、医療的ケア児の地域定着支援のような仕組みも必要ではないか。

- 医療的ケア児のことが触れられているが、行政は発達障害者への対応にも苦慮しているので、関係機関との連携と、支援を強化する仕組みの必要性についても盛り込んでほしい。発達障害者支援法では、原因の調査は国の責任となっているが、調査の結果として見えてきたものはあるのか。
⇒(津曲障害児・発達障害者支援室長) 原因は、親の育て方ではなく脳の障害にあるということは、これまでの研究からも明らかになっていることである。これからも原因の調査はしていく。

(4) その他の障害福祉サービスの在り方等

協議では、利用者負担の見直しについて、負担能力を調査したうえで検討すべきとの意見や、その人の所得に応じて負担をしていただくようにしていくことが望ましいとの意見が出されました。また、利用者負担に関する経過措置について延長はするべきではないとの意見が出る一方、経過措置も10年継続されてきたものであればそもそも必要なものなのだという見方もできるのではないかと意見が出されました。

- 働く場における利用者負担の存在はILO国際基準に反するもので問題があると考えている。
この論点の前の議論では、一緒のポイントで整理されていた利用者負担と経過措置の見直しは、今回は2つに分けられている。前回の部会で多くの委員が意見されていた「負担能力や支出の状況などを丁寧に把握したうえでの検討が必要」という点は、利用者負担については盛り込まれているが、経過措置のほうには盛り込まれていない。経過措置の見直し自体を否定するつもりはないが、「負担能力や支出の状況などを丁寧に把握したうえでの検討が必要」という点は、経過措置についても同様だと考える。介護保険の利用での負担も同様である。
- 「低所得者の利用者負担が無料となっている」との表記について、低所得者だから無料になっているわけではない。障害者権利条約に基づき、無料を継続すべきではないか。食事提供体制加算についても、延長するように検討するべきである。
- マスコミ報道で障害者部会が利用者負担増を容認したとの報道がなされている。実態は、負担能力を丁寧に検証しその結果に基づき検討をするといったことについては概ね同意が得られたということではないのか。急激な負担増は避けて低所得者の負担を軽減する恒久的な仕組みが必要である。
⇒(川又企画課長) マスコミ報道を承知していない。部会での議論は正に進行中である。
- 利用者負担については、負担能力を慎重に調査したうえでの検討であるべきではないか。その際には、所得だけではなく障害特性についての配慮も必要である。利用者負担の見直しの検討がされることについては、違憲訴訟団との和解までの流れを踏まえて、当事者に丁寧に説明をしてもらいたい。
- 利用者負担については、①応能負担で上限額の階層区分を丁寧なものにするべきである。②介護保険サービスの利用が一律に優先される実態が依然としてあることもしっかり踏まえるべきである。③機能低下を防ぐことで障害福祉サービスの利用をしなくて済むといった予防的な施策が見当たらないので検討をお願いしたい。
- 障害者であるという理由だけですべて無料ということはありません。その人の所得に応じて負担をしていただくようにしていくことが望ましい。食事提供体制加算についても見直すべきであり、人は誰でも3食とるのでその負担はすべきではないか。ただし、障害児の場合は摂食の支援や栄養面での配慮が特に必要なケースもあるため、一律に廃止ではなく支援の実態に応じた加算の仕組

みを考えてほしい。

- 利用者負担の箇所は、骨格提言から違憲訴訟団との基本合意といった流れを必ず入れるべきである。それがあつたからこそ障害者総合支援法ができたのではないか。
- 障害者自立支援法施行前の審議会では、利用者負担については検討すること自体が否定された。今回の部会では、負担できる方は負担をいただく、検討は必要であるということについては合意が得られているので、大きな前進である。今後、この利用者負担についての議論をさらに深める場が必要ではないか。財源論からの負担だけではなく、負担することの意味についての議論も必要ではないか。
- 経過措置は期限を決めているものであるもので、よほどの理由がない限りは延長しないことが原則である。「利用者負担に関する経過措置（食事提供体制加算等）」となっているが、“等”とされている他の経過措置についても書き込んでも良いのではないか。ただし、食事提供体制加算の見直しをまずはするという意思表示ということであればこのままでも良い。
本来であれば、利用者負担の議論は所得保障とセットで議論されるべきものである。所得保障の議論がないままに利用者負担の議論のみが進むのは非常にバランスが悪い。
- 何でも無料にするべきとは考えないが、医療費や生活費が上がっている中で、社会保障として守るべきものがあるのではないか。経過措置も10年経っているのであれば期限を切るものではなくてそもそも必要なものなのだという見方もできるのではないか。

次回第78回は12月4日（金）15：00～17：30に開催され、とりまとめ案の協議が行われました。詳細については次号報告いたします。

[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（障害者部会）>社会保障審議会障害者部会（第77回）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000105346.html>

2. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より「障害関係伝達事項」が各自治体宛に送付される

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より、11月に各自治体宛に「障害関係伝達事項」が送付されています。この内容は、例年11頃に開催される「障害保健福祉関係主管課長会議」が国会情勢等から開催されないこととなったため、自治体に対する伝達事項がとりまとめられたものです。

内容（主な項目）は計20事項（以下の四角囲み参照）にわたりますが、詳細は以下のURLよりご参照ください。

【企画課】

- 1 平成28年度概算要求について（経理係）
（※全社協 障害福祉関係ニュース(平成27年第5号/通算322号)にて掲載し紹介済み)
- 2 障害者総合支援法の3年後見直しについて（企画法令係）
 - (1) これまでの経緯について
 - (2) 今後の予定について

3 身体障害者手帳制度について（人材養成・障害認定係）

- (1) 肝臓機能障害の認定基準の見直しについて
- (2) 身体障害認定基準等の見直しについて

4 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて（人材養成・障害認定係）

（以下、「障害福祉関係伝達事項」より要約）

(1) 障害者総合支援法の対象疾病の周知について

障害者総合支援法の障害者の定義に該当する対象疾病について、平成27年7月に151疾病から332疾病に拡大された。対象となる方が必要な障害福祉サービスを受けることのできるよう、対象疾病が拡大したことなどについての制度の周知等お願いしたい。

(2) 難病患者等に対するマニュアルの活用について

難病患者等は、症状が変化する等の特徴があるため、「障害支援区分」の認定調査等にあっては難病等の特性を踏まえきめ細かく配慮する必要がある。厚生労働省は難病の認定調査や審査判定が円滑に行えるよう「難病患者等に対する認定マニュアル」を作成しており、各都道府県においては周知・活用の促進に向け協力をお願いしたい。

5 特別児童扶養手当について（手当係）

- (1) 特別児童扶養手当支払いデータの適正な処理等について
- (2) 番号制度導入に係る対応について

6 心身障害者扶養保険事業について（手当係）

- (1) 特別調整費の納付について
- (2) 心身障害者扶養共済制度パンフレット等の活用について

【企画課自立支援振興室】

7 障害者の社会参加の促進について（社会参加支援係）

- (1) 地域における身体障害者補助犬に関する正しい理解の普及促進
- (2) 平成27年度シーズ・ニーズマッチング交流会の開催について
- (3) 障害者の芸術文化活動の振興について
 - ①平成27年度全国障害者芸術・文化祭の開催について
 - ②平成27年度障害者の芸術活動支援モデル事業の実施について

【障害福祉課】

8 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について（企画法令係）

（「障害保険福祉関係伝達事項」より抜粋）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、平成19年3月28日付けの「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、平成27年2月18日付け事務連絡において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。」

- 9 就労継続支援A型事業について（就労支援係）
- (1) 短時間利用減算の仕組みの見直しについて
 - (2) 適正な事業運営に向けた指導の徹底について

- 10 障害者優先調達推進法について（就労支援係）
- (1) 調達方針の策定について
 - (2) 調達実績等について
 - ①平成26年度の調達実績の公表について
 - ②官公庁における発注事例の情報提供について

【地域生活支援推進室】

- 11 計画相談支援・障害児相談支援の推進等について（相談支援係）

- 12 障害者虐待の防止に向けた取組について（虐待防止対策係）

（以下、「障害福祉関係伝達事項」より要約）

障害者虐待の防止に関しては、各自治体へ虐待への対応状況の調査を依頼しているが、未だに深刻な障害者虐待事案が発生している。また、虐待通報した職員に対して不利益な取扱い等をする事例も散見される。

今後とも以下の事項について留意の上、虐待防止に向けた取り組みの徹底を図られたい。

(1) 施設の対応

①管理者の虐待防止研修受講を徹底

- ・都道府県での研修未受講の施設・事業所の管理者を把握
- ・研修未受講の管理者に対する受講の徹底

②組織的な取り組み強化

- ・虐待防止委員会の設置（第三者や利用者の家族の参画等により、外部からのチェック機能を持たせることも重要）
- ・研修の虐待防止マネジャーコース受講者は、伝達研修用冊子を用いた伝達研修の実施を徹底（都道府県に報告・確実な実施）

③通報義務の徹底

- ・重篤な虐待事案の背景には、長期間に渡る通報義務の不履行により、虐待行為がエスカレートしてしまうことが指摘されているため、通報義務を果たすことを徹底
- ・障害者福祉施設従事者等は、虐待通報したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けないことを徹底

(2) 自治体の対応

①通報先の周知・徹底

- ・最寄りの市町村の虐待通報窓口（連絡先）をポスターなどで周知

②都道府県・市町村職員の調査技術の強化

- ・国研修で示した自治体職員の虐待の被害者や目撃者に対する面接秘術の向上を図る研修を都道府県研修においても実施

【障害児・発達障害者支援室】

13 放課後等デイサービスガイドラインの周知について（障害児支援係）

（以下、「障害福祉関係伝達事項」より要約）

障害児支援について、放課後等デイサービスの質の向上のため、放課後等デイサービスガイドラインを平成27年4月に策定した。同ガイドラインにおいて、子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上や子どもと保護者に対する説明責任等、緊急時の対応と法令遵守等について定めている。

また、同ガイドラインに基づき、自己評価の実施が図られるよう、事業所におけるチェックリストとなるような「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、保護者へのアンケート調査などを想定した「保護者向け放課後等デイサービス評価表」も作成した。

同ガイドラインを周知・活用することにより、放課後等デイサービスの質の向上につなげていただきたい。

14 「世界自閉症啓発デー」への対応について（発達障害支援係）

【精神・障害保健課】

15 長期入院精神障害者の地域移行の推進について（企画法令係／精神医療係）

（1）基本的な考え方

（2）地域移行を推進するための取り組みについて

- ①長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業
- ②難治性精神疾患地域連携体制整備事業
- ③精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- ④医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成のための研修について
- ⑤地域移行における取り組みの好事例

【心の健康支援室】

16 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業について（障害保健係）

17 摂食障害治療支援センター設置運営事業について（障害保健係）

18 精神障害者保健福祉手帳所持者に係る公共交通機関の運賃割引等について（障害保健係）

19 地域自殺対策推進センター（仮称）運営事業について（心の健康係）

【（公財）日本医療機能評価機構】

20 産科医療補償制度の周知について

[厚生労働省]ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害保健福祉関係会議資料について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shir

[you/index.html](#)

「1 平成27年11月：障害保健福祉関係伝達事項」の箇所

3. 平成27年度 スーパービジョン研修会（コースⅡ） ～組織としての対応力向上をめざすスーパービジョン～ 受講者募集のご案内

福祉サービスの質の維持・向上のためには、職場において、知識や経験豊かな先輩・上司からスーパービジョンを受けることが必要ですが、スーパーバイザーの不足や不在、あるいは、スーパービジョンが職場に根付いていないなどの現状があります。

本研修会では、社会福祉施設等の管理職員、指導的職員を対象に、福山和女氏(ルーテル学院大学教授)ほか数名の講師による演習中心のプログラムによって、組織として取り組むスーパービジョンの意義や方法について学びます。

初日の講義でスーパービジョンの概念、歴史、構造、内容等を学ぶほか、3日間にわたり、日常業務のなかで行っているスーパービジョンを意識・理解する演習、スーパービジョンの形態を理解する演習などを行います。

受講案内・申込書は、中央福祉学院ホームページ(<http://www.gakuin.gr.jp/>)からご参照・取得が可能です。皆さまの受講をお待ちしております。

<日程、受講料など>

- ・日程 : 平成28年1月19日(火)～1月21日(木)
- ・会場 : 中央福祉学院(神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44)
- ・受講料 : 30,900円
- ・申込期限 : 12月25日(金) [12月11日(金)の締切を延長いたしました。]
*定員に達し次第締め切ります
- ・事前課題 : 受講にあたっては事前課題を提出いただきます
(提出期限:1月6日(水)←申し込まれた時期により別途期限をご案内する場合がございます。受講決定通知でご確認ください)。